香川県大規模氾濫等減災協議会 設立趣旨(案)

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらによる住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。

このような背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申されました。この答申を踏まえ「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組が国管理河川を中心に開始されています。

このような中、平成 28 年 8 月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

この災害を受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会から「中小河川等における 水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、この答申において、ただち に水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本 格展開し、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、地域社会機能の継続性を確保する こと、を目指すべきであると提言されています。

香川県においても、平成16年や平成23年など河川の氾濫による甚大な浸水被害や土砂災害が発生しており、今後、気候変動により施設能力を上回る洪水等の災害発生頻度が高まることも予想されます。「施設では防ぎきれない大洪水や土砂災害は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、香川県における洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「香川県大規模氾濫等減災協議会」を設立します。